

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第 87 号）

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書において、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成 15 年 8 月 25 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。平成 16 年広島県条例第 13 号による一部改正前のもの。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、平成 15 年 8 月 12 日付け行情第 1 号「異議申立てに対する決定書の謄本について（通知）」に関する決定書の決裁文書及び当該異議申立事案の審理に係る全ての行政文書の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、「行政文書開示請求に係る不作為についての異議申立てに対する決定についての起案文書」（以下「本件対象文書」という。）を本件請求の対象となる行政文書として特定の上、本件対象文書中に条例第 10 条第 2 号に該当する情報が含まれていることを理由に、行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 15 年 9 月 8 日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 15 年 9 月 22 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分のうち、不開示とした部分を取り消し、これを開示するとの決定を求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 異議申立人が開示請求人と同一であるにもかかわらず、氏名、住所、年齢及び印影の全てを黒く塗りつぶし、まるで異議申立人の存在を認めず、その事実を葬り去ろうとする意思をもって、故意に抹消していると思えない。
- (2) 県庁内でも、河川管理室のように、起案文書の中にある〇〇〇〇という文字を開示する部署もあれば、行政情報室のように、異議申立人に対しては、その全てを認めず、まさに敵意をもって氏名・住所・年齢及び印影の全てを抹消する部署もある。
- (3) 不開示とした住所のうち、〇〇〇という文字は、開示請求人が開示請求で

きる権利を有する重要な事実であるが、この〇〇〇までも黒く塗りつぶさなければならない根拠はどこにあるのか、特に明確な説明を加えるよう要求する。

- (4) 広島県は、平成 15 年 8 月 11 日付け河管第 23 号で、不開示情報である氏名を誤って開示したということで、約 7 か月後の平成 16 年 3 月 18 日付け河管第 23 号により開示変更通知を行ったが、この間、私に対して何らの説明もせず、開示変更通知に際しても、謝罪の意思は全く示していない。
- (5) 広島県は、開示請求人が広島県民であることも認めようとしていない。開示請求の対象文書の〇〇〇までも黒く塗りつぶしている。私が、条例の法制上の不備と開示請求書の様式の不備に起因して、氏名を「匿名」とした開示請求手続への報復としか考えられない。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で主張する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

本件対象文書は、平成 15 年 8 月 12 日付けで不作為に対する異議申立てを却下する旨の決定を行った際の起案文書である。

この起案文書には、異議申立人の氏名、住所、年齢及び印影等、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報が含まれているため、条例第 10 条第 2 号に該当するとして当該部分を不開示とした。

異議申立人は、「異議申立人が開示請求人と同一であるにもかかわらず、氏名、住所、年齢及び印影の全てを黒く塗りつぶし、まるで異議申立人の存在を認めず、その事実を葬り去ろうとする意思をもって、故意に抹消しているとか思えません。」と主張しているが、情報公開制度は、何人に対しても請求を認めていることから、たとえ開示請求者に関する情報の開示請求があった場合にも、開示請求者が誰であるかは考慮されず、条例第 10 条第 2 号ただし書などの例外的事由に該当しない限り、不開示とされることとなる。

確かに、異議申立人が指摘するように、以前、異議申立人の請求に対する決定（平成 15 年 8 月 11 日付け河管第 23 号）において、対象行政文書中の開示請求者の氏名等を含めて全部開示したことがあるが、これについては、平成 16 年 3 月 18 日付け河管第 23 号により、この部分を不開示とする部分開示決定に変更したところである。

また、異議申立人は、不開示とした住所のうち、市名については開示すべき旨を主張するが、特定の個人が識別され得る住所を、特に市名とそれ以外の部分に分けることなく一体のものとして不開示としたにすぎない。

したがって、特定の個人が識別され、又は識別され得る部分を不開示とした本件処分は妥当である。

第 5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、実施機関が平成 15 年 8 月 12 日付けで不作為に対する異議申立てを却下する旨の決定を行った際の起案文書一式であり、文書管理番号、文書分類記号、保存年限、起案日、決裁日、起案者、標題、案の要旨、決裁欄、施行日等からなる起案書、伺い文、異議申立事案の概要書、決定書等である。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件対象文書のうち、異議申立人の氏名、住所、年齢及び印影（以下「本件不開示情報」という。）について、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため、条例第10条第2号に該当するとして不開示とした。

(1) 条例第10条第2号本文該当性について

条例第10条第2号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示とすべき情報として規定している。

同号本文でいう「個人に関する情報」とは、氏名、生年月日、年齢、住所など、個人に関する一切の情報をいうのであり、本件不開示情報は、同号本文に該当すると認められる。

(2) 条例第10条第2号ただし書該当性について

条例第10条第2号では、同号本文に該当する個人情報であっても、同号ただし書イ、ロ又はハに該当すれば、例外的に開示すべきとされている。

同号ただし書イでは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を、同号ただし書ロでは、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」を、同号ただし書ハでは、「当該個人が公務員（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を開示することとしているが、本件不開示情報が、このような情報に該当するとは考えられない。

したがって、本件不開示情報は同号本文に該当し、同号ただし書各号のいずれにも該当しないと判断する。

(3) なお、異議申立人は、「異議申立人が開示請求人と同一であるにもかかわらず、氏名、住所、年齢及び印影の全てを黒く塗りつぶし」していると主張するが、情報公開制度においては、開示請求の対象である行政文書が広く一般に公開されることを前提としており、不開示情報に該当するか否かの判断に当たっては、開示請求者が誰であるかは考慮されないため、異議申立人の主張は当たらない。

(4) また、異議申立人が指摘するとおり、実施機関は、異議申立人の別件の行政文書開示請求に対する決定（平成15年8月11日付け河管第23号）において、対象行政文書中の開示請求者の氏名等を含めて全部開示したことがあるが、これについては、平成16年3月18日付け河管第23号により、この部分を不開示とする部分開示決定に変更したことを当審査会において確認した。

(5) さらに、異議申立人は、不開示とした住所のうち、市名については開示すべき旨を主張するが、「特定の個人が識別され得る住所を、特に市名とそれ以外の部分に分けることなく一体のものとして不開示としたにすぎない」という実施機関の説明が、不合理であるとまでは判断できない。

以上のことから、実施機関が本件対象文書のうち、特定の個人が識別され、又は識別され得る部分を不開示とした本件処分は妥当である。

3 異議申立人のその他の主張

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 2. 16	・ 諮問を受けた。
16. 8. 26	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
16. 12. 1	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
16. 12. 10	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
17. 2. 21	・ 異議申立人から意見書を収受した。
17. 2. 22	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
24. 6. 26 (平成 24 年度第 3 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
24. 7. 27 (平成 24 年度第 4 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

今 井 光	弁護士
西 村 裕 三 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授
横 山 美 栄 子	広島大学教授